

国政評第 108 号
令和 8 年 3 月 26 日

気象庁長官 殿

国土交通大臣
(公印省略)

令和 8 年度に気象庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 16 条第 6 項第 2 号の規定に基づき、令和 8 年度において気象庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

1. 防災気象情報の的確な提供及び地域の気象防災への貢献

気象、地震、火山現象、水象等の観測及び監視を的確に行うとともに、関係機関と密接に連携して、観測の成果等の収集及び活用を図る。

観測の成果及び予報・警報等の防災に資する気象情報を適時、的確にわかりやすく提供するとともに、気象防災の関係者と一体となって平時・緊急時・災害後の取組を進め、取組の内容を不断に共に改善することにより、地域の気象防災に一層貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 台風による被害の軽減を図るため、数値予報モデルの改良を進め、初期値の精度向上を図るとともに、数値予報資料の特性の把握や観測資料による数値予報資料の評価などを通じて、72 時間先の台風中心位置の予報誤差（当該年を含む過去 5 年間で平均した値）を令和 12 年までに 100km 以下に改善すること。【主要】（※）
- ・ 線状降水帯に対する早期の警戒と避難を実現するために、数値予報モデルの改良やアンサンブル予報システムの高度化、利用する観測データの充実及びデータ同化システムの改善を通じた数値予報システムの高度化を行うとともに、線状降水帯に対する予測情報の改善として、線状降水帯が今後 3 時間以内に発生する可能性を知らせる予測情報の運用を開始すること。【主要】
- ・ 噴火警報を一層的確に運用し、効果的な防災対応に貢献するため、火山活動に関する新たな研究成果などを活用して火山活動評価の高度化を進め、その成果を噴火警戒レベル

の判定基準に適用する火山を、令和 12 年度までにのべ 20 火山とすること（令和 7 年度までに 12 火山適用済みであり、高度化済みの火山の再検討を含め、新たに知見が得られる見込みのある 8 火山に適用すること）。

- ・ 地震・津波・火山に関する防災気象情報の利活用を促進するため、自治体防災担当者が災害発生時に当該情報を適時・適切に活用できるよう、気象台において、防災気象情報の内容及び利活用方法に関する理解促進並びに防災知識の普及・啓発を継続的に推進すること。併せて、防災対応を疑似体験する機会等を提供することにより、自治体職員の地震・津波・火山に関する基本的な知識の習得に加え、防災気象情報の理解及び活用の一層の促進を図るために、地震・津波・火山防災ワークショップに参加した職員の市区町村数累計を、令和 12 年度までに 2,000 市区町村とすること。
- ・ 災害対策基本法に基づく指定（地方）公共機関等の公共性の高い民間主体は、社会経済活動の基盤を担っており、災害時に機能が失われると社会の混乱に繋がることから、地域の気象防災を推進するための取組として、様々な公共性の高い民間主体を対象に、地方整備局や地方運輸局をはじめとした国の出先機関、民間気象事業者、気象防災アドバイザー等と連携して令和 10 年度までに 464 件の訓練・講演会等の取組を実施すること。

【主要】

- ・ 地域の気象防災を推進するための取組として、「気象防災アドバイザー」（地域の防災に精通し、気象の専門家として自治体を支援することができる者として国土交通省が認める者）の育成等を進めるとともに、自治体や自治体以外が実施する地域の気象防災を推進する取組への気象防災アドバイザー活用の有効性を広く社会に周知し、令和 10 年度までに年間 1,960 件の気象防災アドバイザーによる訓練・講演会等の活動を行うこと。

【主要】

2. 社会経済活動に資する気象情報・データの的確な提供及び産業の生産性向上への貢献

社会経済活動に資する気象情報・データを的確に提供するとともに、ニーズと技術の進展を踏まえた産業界における気象データの利活用を促進し、新たな気象ビジネスの創出を推進することにより、幅広い産業の生産性向上に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 気候変動対策（緩和策及び適応策）や影響評価への一層の貢献のため、日射、海水温や高潮・高波等に関する将来予測情報の高度化、温室効果ガス世界資料センターの機能強化を図り、令和 11 年度までの間に計 5 件の情報の改善や新規提供を実施する計画である。令和 8 年度は、解析手法の高度化や将来予測の不確実性を評価するための統計処理方法などの技術開発を確実に進めること。
- ・ 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）に基づき政府が策定した最新の気候変動適応計画（令和 5 年 5 月一部変更閣議決定）を踏まえ、国や自治体等における適応策の検討

に資するため、令和10年度までに計2件の気候変動情報の充実・改善を行うこと（令和6年度の「日本の気候変動2025」公表にて1件改善済）。令和8年度は、「日本の気候変動2025」が国や自治体等における適応策の検討に活用されるよう、これまでの周知・広報活動を踏まえつつ、当該報告書の知見を活用するための解説等を充実させるとともに、今後新たに創出されるきめ細かな地域気候予測データに適合する統計解析手法の開発及び提供方法の検討を進めること。【主要】

- ・ 週間天気予報の予報精度を向上させるため、全球アンサンブル予報システムの予報モデルの物理過程の改良、モデルアンサンブル手法の高度化等の開発を進めるとともに、降水の有無の予想や最高・最低気温が大きく外れた原因等を検証し、予報技術の改善を図ること。

これらの取組により、令和8年度までに5日目の「降水の有無」については最適予報充足率を85.0%以上に、3℃以上はずれた年間日数を「最高気温」は73日以下、「最低気温」は47日以下にする。

- ・ 産業界における気象データの利活用を推進するため、引き続き気象情報・データの活用事例や方法などをまとめた「気象データ利用ガイド」などを活用し、気象情報のリテラシー向上のための周知・啓発を継続的に進めるとともに、令和5年度に運用開始した、民間事業者等が容易に気象のビッグデータを利用することができる「気象庁クラウド環境」を活用し、利用者の要望を踏まえつつ、同環境の運用開始前は提供していなかった種類のデータを令和10年度までにさらに3件以上提供し、合計8件以上提供すること。

【主要】

3. 気象業務に関する技術の研究・開発等の推進

観測・予報のための基盤の充実を計画的に進めるとともに、産学官連携や国際連携のもと、先進的な観測・予報技術の研究及び開発を行い気象業務に反映させることにより、最新の科学技術に立脚した気象業務を推進する。

[具体的な目標]

- ・ 線状降水帯等が引き起こす集中豪雨の予測精度向上を目指し、地上マイクロ波放射計や水蒸気ライダーなど新しい観測による水蒸気・雲推定技術の開発などを行って、線状降水帯形成に重要な水蒸気量の観測手法を高度化し、さらに、気象庁内外のスーパーコンピュータを利用して水蒸気量のデータ同化技術の改良を図ること。大学や研究機関と協同して研究を促進するため、得られた観測データや数値モデル予測結果のデータアーカイブの充実を図ること。
- ・ 防災気象情報の高度化を通じて自然災害からの被害軽減を図るため、次期静止気象衛星ひまわりの令和12年度の運用開始を目指し、気象衛星の製作及び打上げや運用にかかる検討・作業、利用者ニーズを踏まえたひまわり観測データの提供準備や利活用方法の

普及啓発、大気の3次元観測機能などの最新の観測技術である赤外サウンダ等の観測データを活用するための技術開発を行うこと。【主要】

4. 気象業務に関する国際協力の推進

各国それぞれとの互恵的な国際協力・支援や国際機関を通じた活動を戦略的に進めることにより、我が国及び世界の気象業務の発展に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 世界気象機関（WMO）の計画に沿った気象業務が行えない状況にある開発途上国の現状を踏まえ、気象庁がWMO 地区センターの活動として実施する研修やワークショップ等を通じて、20程度の国・地域に対して引き続き人材育成や技術支援を行うとともに更なる拡充を目指し、令和8年度までに110以上の国・地域に対して支援を行うこと。【主要】

(※) データの都合上、算出する数値が年度ではなく年集計となる目標